

海外から**日本に帰国（入国）**し、政府の水際対策措置に基づき、**宿泊施設等での指示を受けた学生は、登校停止**とします。

海外から日本に帰国（入国）し、政府の水際対策措置に基づき、**宿泊施設等での待機を求められた**

登校停止（自宅等で待機）

1. 以下の①から③の事項に対応する
2. 保健所や大学等からの指示に従う

①保健センターウェブサイトの「**帰国者用の報告フォーム**」に入力
<https://wpp.shizuoka.ac.jp/hoken/#AA>



②登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合

学務情報システムの「教員問合せ機能」で授業担当教員に以下事項を連絡

- (1) 海外から帰国（入国）し宿泊施設等での待機を求められたため授業を欠席すること
- (2) 欠席する授業日

③「**健康観察表**」に登校停止期間中の症状などを**記録**

政府の水際対策措置で定められた待機期間終了

保健センターに以下の書類を提出し体調確認を受ける

- ①健康観察表（提出後、原本を受け取る）
- ②帰国（入国）日が分かる書類（パスポートの写しや航空券の半券の写し等。提出後、返却を受ける。）

保健センターで確認を受けた以下書類を、所属する学部・大学院等の学務（教務）担当係に提出し確認印の押印を受ける

- ①健康観察表（提出後、写しを受け取る）
- ②帰国（入国）日が分かる書類（提出後、返却を受ける）

保健センターと学部・大学院等の学務（教務）担当係の確認を受けた「健康観察表」の写しを欠席した授業担当教員に提示する。

※これにより、登校停止による「欠席扱いとしない」手続きが完了する